

新型コロナワクチンの クーポン券(接種券)を送付します！



トピックス
TOPICS



現在、市では、65歳以上の高齢者の皆さんへのワクチン接種を行っています。

一定の予約・接種などが進んだことから、今後、次の優先順位の皆さんへクーポン券の送付とワクチン接種を進めていきます。

※右表の「3」の(1)～(3)に当てはまる皆さんのクーポン券の送付・接種時期は7月中を予定しています

《接種順位》

1. 医療従事者
2. 高齢者
3. (1) 基礎疾患を有する人(満12～59歳)
(2) 高齢者施設などの従事者
(3) 60～64歳の人
4. 上記以外の人



(1) 基礎疾患を有する人 (満12～59歳)

基礎疾患を有し、通院や入院をしている市内在住の満12～59歳までの人(昭和37年4月2日生まれ～満12歳の人)で、下記のとおり申し出があった場合は、随時優先して接種券を送付します。詳しくは、広報誌6月号をご覧ください。



※60～64歳で基礎疾患を有する人は、申し出は不要です

【お詫び】広報誌6月号でお知らせした「基礎疾患の範囲」①の⑦自立支援医療費助成で「重度かつ継続」に該当する人は申し出は不要としていましたが、正しくは申し出が必要です。お詫びして訂正いたします。

(2) 高齢者施設などの従事者

高齢者施設※など(介護保険施設、居住系介護サービス、高齢者が入所・居住する障害者施設・救護施設、居宅サービス事業所など、訪問系サービス事業所など)で、利用者に直接接する職員で、下記のとおり申し出があった場合は、優先して接種券を送付します。なお、優先接種には従事する事業所が発行する証明書が必要です。

※市に住民票を有し、市外の高齢者施設などで従事する人(市に住民票を有し、市内の高齢者施設などで従事する人は、市から施設を通して確認を行いますので、申請は不要です)

※高齢者施設…該当する施設は、市ホームページをご覧ください



申込について

●申出期間＝随時 ●接種券送付時期＝随時

①次の①～③のいずれかの方法①インターネット専用サイト②電話：大東市新型コロナ予防接種コールセンター☎072・800・4645③郵送：ホームページから依頼書をダウンロードし、必要事項を記入の上、〒574-0028 幸町8-1 大東市新型コロナワクチン接種担当



インターネット専用サイト

(3) 60～64歳の人

60～64歳の人(昭和32年4月2日～37年4月1日生まれの人)は、7月にクーポン券を送付する予定です。今しばらくお待ちください(接種状況などにより、発送の時期が前後する場合があります)。

なお、基礎疾患を有する人と60～64歳の人のクーポン券(接種券)の発送時期は、同時期となることから、60～64歳で基礎疾患を有する人は、(1)の基礎疾患での申し出は不要です。



上記以外の 満12～59歳の 皆さんへ

上記以外の皆さん(満12～59歳)へのクーポン券の送付は、(1)～(3)の後、順次送付予定です。国の動きやワクチンの供給量、接種状況などを踏まえながら、柔軟に対応を行います。

発送の時期は、随時、市ホームページなどでお知らせします。クーポン券がお手元に届くまで、今しばらくお待ちください。

ワクチン接種を受ける皆さんへ

クーポン券は、2回目の接種にも必要です。必ず接種当日お持ちください。

記号の見方 ①～③ ④～⑥ ⑦～⑨ ⑩～⑫ ⑬～⑭ ⑮～⑯ ⑰～⑱ ⑲～⑳ ㉑～㉒ ㉓～㉔ ㉕～㉖ ㉗～㉘ ㉙～㉚ ㉛～㉜ ㉝～㉞ ㉟～㊱ ㊲～㊳ ㊴～㊵ ㊶～㊷ ㊸～㊹ ㊺～㊻ ㊼～㊽ ㊾～㊿



市以外が実施する接種会場



クーポン券がお手元に届いていない人で、下記**1****2**での接種を希望される人は、クーポン券を送付しますので、インターネット専用サイトからお申し込みください。



※インターネットを使えない人は大東市新型コロナ予防接種コールセンター(☎072・800・4645)にお電話ください。

注：**1****2**用に事前送付したクーポン券は現時点で医療機関では使用できません。**1****2**で接種できなかった場合は、市の接種順位(時期)に従って接種していただくことになります。

1 大規模接種会場(令和3年6月17日時点)

国の大規模接種会場

☎8月中旬ごろまで(予定)

府立国際会議場「グランキューブ大阪」
(大阪市北区中之島5-3-51)

☎満18歳以上で1回目のワクチン接種の人

●ワクチンの種類＝モデルナ社製

●予約方法＝防衛省の専用サイトか公式LINE か電話(☎0570・080・770)



防衛省
専用サイト



防衛省
公式LINE

大阪府の大規模接種会場

☎11月30日(火)まで(予定)午前9時～午後9時

府マイドームおおさか(大阪市中央区本町橋2-5)

☎府内在住の満18歳以上の人、府内医療機関などの従事者

●ワクチンの種類＝モデルナ社製

●予約方法＝府の専用サイトか公式LINE(毎週火曜日正午に、次週の火～月曜日の7日間の予約枠を公開します)



大阪府
専用サイト



大阪府
公式LINE



！ 重複予約を避けてください ！

ワクチンを無駄にしないためにも、市での個別接種や集団接種、大規模接種センターなどでの重複した予約を行わないでください。重複予約をした場合は、必ず接種しない予約日をキャンセルしてください。

※個別接種のキャンセルは、個別の医療機関へ連絡、市の集団接種のキャンセルは、予約システムまたはコールセンター(☎072・800・4645)へ連絡し、キャンセルしてください

2 職域接種

職場や大学などで行う「職域接種」の仕組みや手続きなど、詳しくは専用サイトをご覧ください。



休診日などにおける医療機関でのワクチン接種

市内医療機関において診療時間外や休診日にワクチン接種を行っています。詳しくはホームページをご確認ください。



寝たきりなどにより、接種会場に出向くことが困難な人は…

寝たきりなどにより、医療機関や接種会場に出向くことが困難な人であって、接種を希望する人は、ケアマネジャーや往診の医師などにご相談ください。相談する人がいない場合は、市にご相談ください。

☎市新型コロナワクチン接種担当☎072・874・9500



その他の手続き



◎住所地外接種

新型コロナワクチンは、住民票所在地で接種を受けることを原則としていますが、次の「やむを得ない事情」に当てはまる場合は、他市町村に住民票を有する人でも市で接種することが可能です。希望される人は、事前に必要な手続きを行った上で、接種を受けてください。※いずれの場合も、クーポン券は必要です。

やむを得ない事情の内容	必要な手続き
●入院、入所者 ●基礎疾患を持つ人が主治医の下で接種する場合 ●副反応のリスクが高いなどのため、体制の整った医療機関での接種を要する場合 ●市町村外の医療機関からの往診により在宅で接種を受ける場合 ●災害による被害にあった人 ●拘留または留置されている人、受刑者	市への申請は必要ありません 接種を受ける際に、医師に申告してください。 なお、接種を受ける時点においても同じ「やむを得ない事情」に当てはまる場合に限りま。
●単身赴任 ●遠隔地へ下宿している学生 ●DVやストーカー行為など、児童虐待およびこれらに準ずる行為の被害者 ●出産のために里帰りしている妊産婦 ●その他やむを得ない事情があり住民票所在地外に居住している人	市への申請が必要です 「住所地外接種届」を大東市に申請し、「住所地外接種届出済証」の交付を受けてください。 後日、ご指定の住所地に「住所地外接種届出済証」を郵送します。 ●申請方法＝大東市新型コロナ予防接種コールセンター ☎072・800・4645 ●申請期間＝随時（ただし、接種時期は、市のスケジュールに準じます） ※「住所地外接種届出済証」は、接種当日にクーポン券や本人確認書類などと一緒に持ちください。

◎クーポン券の再発行

ワクチン接種を受けるには、クーポン券が必要です。次の内容に該当する人は、クーポン券の再発行を受けてください。

内容	必要な手続き
●クーポン券を紛失、滅失、破損などした場合 ●クーポン券の発送後に住民票所在地が変更となった場合（大東市に転入した人） ●クーポン券が届かない場合 ●住民票および戸籍に記載がない場合 ●予診のみ券を2回使った場合	市への申請が必要です 市に再発行を申請し、クーポン券の再発行を受けてください。 後日、ご指定の住所地に「クーポン券」を郵送します。 ●申請方法＝ ①大東市新型コロナ予防接種コールセンター☎072・800・4645に電話 ②厚生労働省コロナワクチンナビ接種券再発行申請ページから申請 

◎転出入者のクーポン券

新たに大東市に転入された65歳以上のワクチン接種を希望する人は、クーポン券の再発行が必要です。上記クーポン券の再発行の申請方法をご確認の上、再発行を受けてください。また、大東市から転出し、転出先でワクチン接種を受ける人は、大東市で発行されたクーポン券を持って、転出先の市町村窓口にご相談ください。

岡市「新型コロナ予防接種」コールセンター☎072・800・4645

新型コロナウイルス感染症により影響を受けた 市民の皆さんを支援します

「新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金」を支給

緊急小口資金などの特例貸付を利用できない世帯(※)で一定の要件を満たす生活困窮世帯に対し、「新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金」を支給します。

☎新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金相談コールセンター
☎0120・46・8030 (平日のみ午前9時～午後5時)

(※)特例貸付について、総合支援資金の再貸し付けまで借り終わった世帯(3月以前に総合支援資金(初回)を申請した世帯は最大200万円)や、再貸し付けが承認された世帯

中小法人・個人事業主のための月次支援金

☑緊急事態措置またはまん延防止等重点措置が実施された月のうち飲食店の休業・時短営業または外出自粛などの影響により月間売上が対前年比(または対前々年比)50%以上減少している中小法人・個人事業者など
※ただし、大阪府営業時間短縮協力金を受給した事業所は給付対象外。詳しくはお問い合わせください

●支給額＝中小法人：上限20万円／月、個人事業者など：上限10万円／月 ●申請期限＝4・5月分：8月15日(日)まで、6月分：8月31日(火)まで

☎月次支援金事務局 相談窓口(申請者専用)☎0120・211・240、I P 電話専用番号☎03・6629・0479



民間提案制度による公民連携事業 第1弾

諸福児童センター跡地を民間が活用

地域と子どもをつなぐ場へ From Earth Kids がオープン！

From Earth Kidsは、運動機能を高めたい子どもやアスリートの卵、そして発達に課題を抱える子どもなどへの視覚機能トレーニングを行うビジョントレーニングを軸として、「企業主導型保育」「運動学習(サッカー教室など)」「放課後デイサービス」「保護者の学び(ママカフェ)」などの複数事業を1つの施設で一体的に実施します。

1階は企業主導型保育所となり、子ども一人ひとりが持つ力を存分に発揮できるようにイタリア企業からモンテッソーリ教育(※)の学習教材を直接輸入し、環境を整えています。子どもたちが自ら学び、能力を引き出す「自育」をテーマとした教育メソッドを積極的に取り入れています。

2階では、脳を活性化、視空間認知能力の向上や、集中力、判断力、情報処理能力を高める効果があるビジョントレーニングを行っています。ほかにもプログラミング教室、訪問看護ステーション、グラウンドでサッカー教室を行うことで、地域とのつながりを生み、子どもたちや保護者だけでなく、多世代の人々が交流する場をめざしています。

(※)モンテッソーリ教育は、子ども自身が持つ「自己教育力」を大切に、その力を存分に発揮できる「環境」を整えた教育学です。



●住所＝諸福1-12-12(諸福児童センター跡地) ☎From Earth Kids ☎872・1801



北河内夜間救急センター 9月に移設します

北河内夜間救急センター(枚方市保健センター4階)は、9月1日(水)に市立ひらかた病院に隣接する枚方市医師会館に移設し、「北河内こども夜間救急センター」として診療を開始します。

当センターは、365日(年中無休)、午後9時～翌午前6時まで小児科の夜間救急の診療を行っています。

移設後の診療科目・診療日時に変更はありません。

枚方市健康福祉総務課 ☎841・1319

民生委員児童委員の 補充(北条地区)

山田奈津美(北条6丁目22・20)

民生委員児童委員は、地域の福祉に関することや児童問題などについて、地域における最も身近な相談者として、プライバシーを守りながら問題を解決できるよう支援・援助しています。

お住まいの担当委員が分からないときは、お問い合わせください。

福祉政策課 ☎870・0435、社会福祉協議会 ☎874・1082

子育て情報アプリ登録で 図書カードプレゼント!

子育てに便利な情報を

発信するアプリ「Webランドダイトウ」を配信



しています。親子で参加できるイベント情報や、子育て関連施設のマップを掲載しているほか、お子さんの年齢に応じたお知らせ、予防接種や検診などのお役立ち情報をお届けします。

7月中にアプリに登録した人に、ネウボランドだいとうロゴ入り図書カード2千円分を抽選で5人にプレゼントします。期間中、Webランドダイトウ「子育てコラム」にリンクしている応募ページで応募できます。



ネウボランドだいとう ☎874・2766

開かれた市政を推進するために 情報公開制度の報告

市では、市民の知る権利の保障と市の説明責任を目的とした情報公開制度と、市が持っている個人情報保護適正な取扱いに関する個人情報保護制度を実施しており、令和2年度の

記号の見方 ㊦とき ㊦ところ ㊦内容 ㊦講師 ㊦出演 ㊦対象 ㊦定員 ㊦費用 ㊦無料 ㊦持ち物 ㊦整理券配布・チケット販売 ㊦その他 ㊦申し込み先 ㊦お問い合わせ先 ㊦メールアドレス ㊦時保育あり(原則有料、申込要、詳細はお問い合わせください)

運用状況を報告します。

《情報公開制度》

皆さんとの共有の財産である、市が持っている情報を公開する制度です。情報を公開することで、皆さんと市が情報を共有し合い、市民参加および市民主体型の市をめざします。

●情報公開請求

情報公開制度に基づく公開請求は92件ありました。

全部公開28件(30%)

部分公開55件(60%)

非公開6件(7%)

取下げ等3件(3%)

請求内容

政策推進部関係16件(18%)

総務部関係10件(11%)

民生生活部関係12件(13%)

福祉・子ども部関係22件(24%)

街づくり部関係14件(15%)

学校教育部関係4件(4%)

その他14件(15%)

《個人情報保護制度》

市が持っている情報の中に含まれている、皆さんに関する情報を保護しようとする制度です。

自分に関する情報を知りたいときは、開示の請求をすることが出来ます。また、市が持っている情報に事実の誤りがあるときは、利用停止および訂正などの請求をすることが出来ます。

●個人情報の開示、訂正等、利用停止請求

個人情報保護制度に基づく開示の請求は、42件ありました。なお、利用停止および訂正などの請求はありませんでした。

個人情報開示請求の処理状況

全部開示15件(36%)

部分開示18件(43%)

非開示8件(19%)

取下げ1件(2%)

《市民情報コーナー》

情報公開制度・個人情報保護制度の窓口として、市役所1階に市民情報コーナーを設置しています。市民情報コーナーでは、暮らしのガイドブックや防災マップ、施設案内のパンフレット、総合計画書、統計書、議案書、予算書などの市に関する資料をそろえているほか、市刊行物の販売やコピー・ファクスサービス(有料)も行っていますので、ぜひご利用ください。

情報公開制度と個人情報保護制度の運用状況に関する詳しい内容は、市民情報コーナーやホームページの「運用状況報告書」をご覧ください。市は、これらの制度をより多くの人々に利用していただき、皆さんと市との信頼関係を深め、開かれた市政を推進していきます。

総務課 ☎870・9617

上下水道局からののお知らせ

水道事業の業務状況

令和2年度は、収入の合計が前年度比8.0%減の21億2,832万円となり、支出の合計が前年度比5.9%減の20億5,305万円となりました。これにより、令和2年度決算は7,527万円の純利益を計上することとなりました。

建設改良事業では、平成30年度から重要拠点配水管路耐震事業に取り組んでおり、令和2年度は1,486mの更新を行いました。

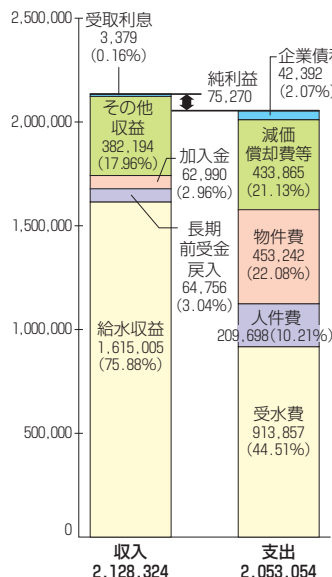
今後も、より一層の効率化と経費節減などを図り、市民の皆さんへの安定給水の推進に努めてまいります。

水道事業業務表(令和2年4月1日～令和3年3月31日)

	令和2年度	前年度比
給水人口	119,374人	△1,016人
給水戸数	57,487戸	251戸
普及率	99.9%	—
配水量	13,247,979m ³	81,643m ³

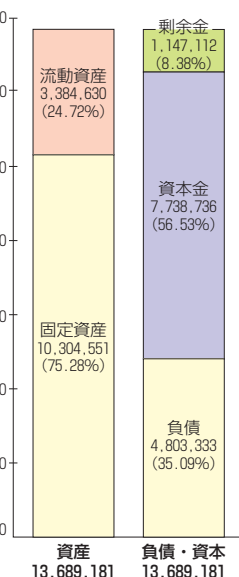
損益計算書

(令和2年4月1日～令和3年3月31日)
(単位：千円)



貸借対照表

(令和3年3月31日)
(単位：千円)



収入計 2,128,324千円 - 支出計 2,053,054千円 = 純利益 75,270千円

下水道事業の業務状況

令和2年度は、収入の合計が前年度比3.4%減の35億7,318万円となり、支出の合計が前年度比1.6%減の34億6,239万円となりました。これにより、令和2年度決算は1億1,079万円の純利益を計上することとなりました。

負債のうち主なものは企業債(下水道管や施設の整備を行う資金として国などから借り入れるお金)ですが、令和2年度は返済の結果、企業債残高が12億6,652万円の減となりました。

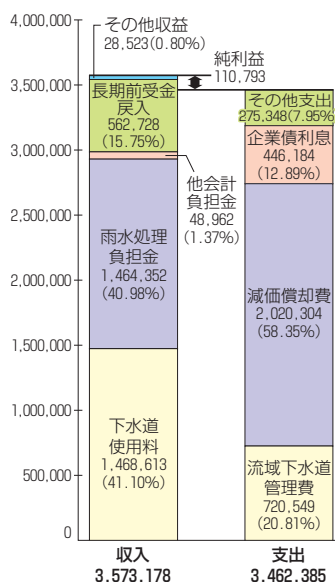
下水道事業では一層の経営合理化を図りながら、施設の老朽化・耐震対策・浸水被害軽減に取り組んでまいります。

下水道事業業務表(令和2年4月1日～令和3年3月31日)

	令和2年度	前年度比
処理区域内人口	117,949人	△903人
普及率	99.01%	0.08%
管渠総延長	317,327.06m	736.07m
公共下水道実処理面積	1,201.71ha	4.6ha

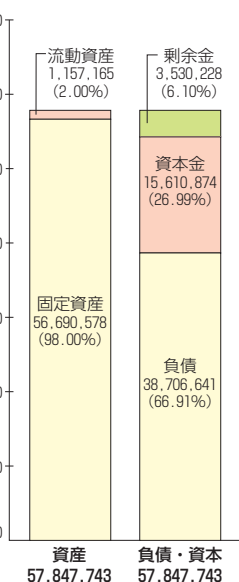
損益計算書

(令和2年4月1日～令和3年3月31日)
(単位：千円)



貸借対照表

(令和3年3月31日)
(単位：千円)



収入計 3,573,178千円 - 支出計 3,462,385千円 = 純利益 110,793千円

※管渠総延長は受贈され、維持管理を行っているものを含む

(用語説明) 損益計算書は1年間にどれだけの利益または損失が生じたかを表したものです。貸借対照表は年度末の財政状態を示したもので、事業運営で得た「資産」、事業運営のために必要とした借入金などの「負債」、事業運営における元手を意味する「資本」で構成されています。

図上下水道局総務課 ☎ 871・1191

STOP! SNSでの誹謗中傷

防止および被害者支援の条例を施行しました



インターネットの普及により、コミュニケーションや情報収集が身近で簡単になった一方、匿名性や情報発信の容易さから、SNSを使ったインターネット上における誹謗中傷やプライバシーの侵害など、人権に関わるさまざまな問題が発生し、深刻な社会問題となっています。

このような現状を受け、市では、市民一人ひとりが、インターネット上の誹謗中傷などの被害者にも行為者（被害者を発生させた者）にもならず、安全・安心にインターネットを利用できる社会の実現に向けて、「大東市インターネット上の誹謗中傷等の防止及び被害者支援に関する条例」を議員提案条例として4月に制定しました。

市は、被害者および行為者を発生させないための施策ならびに被害者を支援するための施策を実施します。

市民は、自らが行為者となることがないように、インターネットリテラシーの向上に努めるとともに、被害者が置かれている状況および被害者の支援の必要性について理解を深めるよう努めます。

議会および議員は、本条例の趣旨を理解し、市民の範となる行動に努めます。

被害者および行為者を発生させないための施策ならびに被害者を支援するための施策

インターネットリテラシー※の向上

年齢、立場などに応じたインターネットリテラシーを学ぶ機会を提供するため、研修会、講演会などの開催のほか、教材などの紹介、情報提供など必要な施策を実施します。

※インターネットの情報を正しく理解し、適切に判断できる能力

相談支援体制

被害者の不安、被害者に生じた不利益などを解消し、被害者が抱える心理的負担を軽減するため、相談支援体制を整備します。

- ①相談内容に応じた必要な情報の提供・助言
- ②専門的知識を有する者の紹介 など

あなたが奪うもの、失うもの

相手がどのような人であれ、単に拡散しただけであっても、民事上・刑事上の責任を問われる可能性があります。たとえ匿名でも、技術的に投稿の発信者は特定できます。

総務省 インターネットトラブル事例集(2021年版)から抜粋▶

有名人の悪口を匿名で投稿したら



発信者が特定され高額の慰謝料請求



市長からのメッセージを配信中

市公式YouTubeチャンネルで、インターネット上の誹謗中傷が生じないように、本条例の制定の背景や概要などについてメッセージを発信しています。

インターネット上の
誹謗中傷をなくそう

条例制定



市公式
チャンネル

ひとりで悩まず、相談を

電話、メール、SNSなどを使って、誰にも知られずに相談することができる窓口があります。インターネット上で、傷つけられた場合は、1人で抱え込まず、相談してみましょう。



総務省
インターネット上の
誹謗中傷への対策



◀◀◀ 相談窓口はこちら (ご自身の希望に添った相談窓口にお問い合わせください)

インターネット上の誹謗中傷に関する相談窓口のご案内

(特非) ほうじょう (北条人権文化センター内)

☎ 876・2560

(特非) 大東野崎人権協会 (野崎人権文化センター内)

☎ 879・8810

インターネットの書き込みにより、誹謗中傷などの被害に遭った場合

解決策について相談したい

悩みや不安を聞いてほしい



厚生労働省「まもろうよ ころろ」



● 困っているときには、気軽に相談できる場所があります。電話、メール、チャット、SNS など、さまざまな相談窓口を紹介しています。

・ 解決策がわからない
・ 書き込みを削除したい

書き込んだ人に賠償などを求めたい

・ 身の危険を感じる
・ 犯人を処罰してほしい

弁護士に相談・
法テラス



最寄りの警察署・
サイバー犯罪相談
窓口



・ まずアドバイスがほしい
・ 自分で迅速に削除依頼したい

・ 自分で削除依頼できない
・ 自分の代わりに削除要請してほしい

ネットトラブル
の専門家に相談
したい

人権問題の専門機関に相談したい

国の機関に相談したい

民間機関に
相談したい

違法・有害情報
相談センター
(総務省)



● 専門の相談員が、誹謗中傷の書き込みを削除する方法などについて丁寧にアドバイスします。
● ご自身で削除依頼を行っていただくための迅速な対応が可能です。

法務省
「インターネット
人権相談受付窓口」



● 法務省の人権擁護機関（法務局）ではインターネットでも人権相談を受け付けています。
● 削除依頼の方法について相談者に助言を行うほか、内容に応じて、法務局からプロバイダに削除要請を行います。

「みんなの人権 110 番」
☎ 0570・003・110

誹謗中傷
ホットライン



((一社)セーフアーインターネット協会)

● 国内外のプロバイダに各社の利用規約などに沿った対応を促す連絡・インターネット企業有志によって運営。

図人権室 ☎ 870・0441